

第四次産業革命等への対応のための
知的財産制度の見直しについて

平成 30 年 2 月
産業構造審議会
知的財産分科会
特許制度小委員会

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の開催経緯

本小委員会においては、第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方や特許制度の更なる利便性向上に関する検討を行った。

第14回小委員会 平成28年6月8日（水）

- 議事 ① 経済産業省及び内閣府における検討状況
② 技術分野横断的な協業の進展と特許制度・運用の在り方について

第15回小委員会 平成28年8月3日（水）

- 議事 ① 有識者（法政大学デザイン工学部教授 西岡氏）からのヒアリング
② 企業（戸田委員）からのヒアリング

第16回小委員会 平成28年10月11日（水）

- 議事 ① 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会の設置について
② 萩原委員からのヒアリング
③ 有識者（株式会社サイバー創研主幹コンサルタント 鶴原氏）からのヒアリング
④ 企業（日本アイ・ビー・エム株式会社理事・知的財産部長 上野氏）からのヒアリング

第17回小委員会 平成28年12月20日（火）

- 議事 ① 有識者（一色外国法事務弁護士事務所代表 一色氏）からのヒアリング
② 有識者（内田・鮫島法律事務所パートナー 鮫島氏）からのヒアリング
③ 知財紛争処理システムの在り方に関する検討

第18回小委員会 平成29年1月31日（火）

- 議事 ① 審判制度について
② 知財紛争処理システムの今後の方向性について

第19回小委員会 平成29年2月24日（金）

- 議事 ① 我が国の知財紛争処理システムの機能強化について
② 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討の状況について

第20回小委員会 平成29年4月28日（金）

- 議事 ① 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について
② 第四次産業革命を踏まえた特許審査について

③ 第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討

第 21 回小委員会 平成 29 年 6 月 13 日 (火)

- 議事 ① 知的財産推進計画 2017 について
② 日本知的財産仲裁センターからのヒアリング
③ 第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討

第 22 回小委員会 平成 29 年 9 月 29 日 (金)

- 議事 ① 一般社団法人電子情報技術産業協会からのプレゼンテーション
② 一般社団法人日本経済団体連合会からのプレゼンテーション
③ 一般社団法人日本知的財産協会からのプレゼンテーション
④ 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定について
(報告)

第 23 回小委員会 平成 29 年 11 月 27 日 (月)

- 議事 ① 標準必須特許を巡る課題と制度的対応について
② 判定制度を活用した標準必須性に係る判断について
③ 法改正検討事項について
④ 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの検討状況について
(報告)

第 24 回小委員会 平成 29 年 12 月 26 日 (火)

- 議事 ① 報告書案「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」

産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会

委員名簿

浅見 節子	東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科教授
蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
飯田 香緒里	東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構教授
金子 敏哉	明治大学法学部准教授
國井 秀子	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授
佐藤 達文	東京地方裁判所知的財産権部総括判事
杉村 純子	プロメテ国際特許事務所代表弁理士
高橋 弘史	一般社団法人電子情報技術産業協会特許専門委員会委員 パナソニック IP マネジメント株式会社 先端研究・生産技術知財部知財開発1課課長
委員長 高林 龍	早稲田大学法学学術院教授
辻居 幸一	中村合同特許法律事務所パートナー弁護士・弁理士
萩原 恒昭	一般社団法人日本経済団体連合会知的財産委員会企画部長代行 凸版印刷執行役員 法務・知的財産本部長
長谷川 英生	株式会社名南製作所取締役
春田 雄一	日本労働組合総連合会経済政策局長
別所 弘和	日本知的財産協会 本田技研工業株式会社知的財産・標準化統括部統括部長
宮島 香澄	日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員
山口 雅久	日本製薬工業協会知的財産委員会副委員長 中外製薬株式会社プロジェクトライフサイクルマネジメントユニット 知的財産担当部長
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授

(敬称略, 五十音順)

目次

はじめに	1
1. 標準必須特許を巡る課題と制度的対応	2
2. 中小企業向け知財紛争処理システム	6
3. 証拠収集手続の強化	7
4. 新規性喪失の例外期間の延長	10
5. 中小企業の特許料及び手数料の一律半減制度の導入	11
6. 判定における営業秘密の保護	13
7. クレジットカードを利用した特許料等及び手数料納付制度の導入	14

はじめに

昨今、IoT（Internet of Things）の普及により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う「第四次産業革命」と称される変化が国内外において急速に進展しており、企業の特許戦略を巡る環境は、大きな変化に晒されている。具体的には、既存の製品にソフトウェアによる情報処理・ネットワーク技術を組み合わせた発明や、AIに代表される技術横断的な発明が増加し、1つの製品に膨大な件数の特許が関与するようになっていることから、特許を巡る権利関係が複雑化している。これにより、ライセンス交渉に要する手間と労力が増大している。また、特に通信分野における標準規格の実施に必須となる特許（標準必須特許）については、これまで通信業界同士で行われていたライセンス交渉が、IoTの普及に伴い、通信業界と他業界との間で行われるようになってきたことから、クロスライセンスによる解決が困難であり、また標準必須性の判断やライセンス料率の相場観に乖離が生じるなど、新たな問題が生じてきている。

このような状況の中、政府は、平成29年5月に「知的財産推進計画2017」を策定するとともに、同年6月には「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」を閣議決定し、第四次産業革命に対応した知財・標準化戦略の一体的推進や知的財産紛争処理システムの基盤整備に取り組んでいくことを表明した。

特許制度小委員会では、第四次産業革命に対応した知財戦略の推進や紛争処理システムの拡充等について審議し、Connected Industriesの実現に寄与する特許制度を整備すべく、平成28年6月以降検討を行ってきた。本報告書は、これまでの審議内容を取りまとめ、第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて提言するものである。

1. 標準必須特許を巡る課題と制度的対応

近年、IoT の浸透により、様々な業種の企業が情報通信分野における標準規格を利用する必要性が増大しつつあることに伴い、標準必須特許を巡る環境は大きく変化している。

第一に、ライセンス交渉の当事者が変化している。従来、情報通信分野の標準必須特許を巡るライセンス交渉は、通信業界の企業同士を中心に行われてきた。しかし、IoT の浸透に伴い、様々な業種の企業が情報通信分野における標準規格を利用し始めていることから、標準必須特許の権利者たる通信業界の企業と、標準必須特許の実施者たる自動車等の最終製品メーカーやサービス業界の企業との間で、ライセンス交渉が行われるようになってきている。また、近年、事業を実施せず保有する特許権の行使のみによって収益を上げる PAE (Patent Assertion Entity) など事業を自ら実施しない権利者が標準必須特許の紛争当事者となるケースも見られるようになってきている。

第二に、こうしたライセンス交渉の当事者の変化に伴い、ライセンス交渉の態様にも変化が生じている。通信業界の企業同士を中心とした従来のライセンス交渉では、クロスライセンスによる解決が可能であり、事業開始後に必要に応じてライセンス交渉を行う慣行が定着していた。また、互いの特許技術の権利範囲（必須性）や価値の判断が容易であったため、当事者間でライセンス料率の相場観が概ね一致していた。しかしながら、上記のとおりライセンス交渉の主体が通信業界の企業と他業界の企業になるとともに、自ら事業を実施する企業と自ら事業を実施しない PAE 等の企業との間でのライセンス交渉が増加していることにより、クロスライセンスによる解決が困難になっていることに加え、特許の必須性やライセンス料率の相場観について見解の乖離が生じており、標準必須特許を巡る紛争の深刻化が懸念されている。近年、製品ライフサイクルが短期化していることや、一製品当たりの特許の数が増加していることは、この傾向に拍車をかけているといえよう。

こうした状況を受け、政府は、国民生活にとって重要な社会インフラやサービスに組み込まれる標準必須特許によって事業が差し止められるという、いわゆるホールドアップのリスクを回避するための対応策が必要であると考え、平成 29 年 5 月の「知的財産推進計画 2017」において、「IoT が普及する中、社会インフラとなるような規格の円滑な利用を進めるため、社会的影響の大きい標準必須特許の適切なライセンス料を決める標準必須特許裁定について、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、次期通常国会への法案提出を視野に検討を進め、2017 年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる」とした。

この「標準必須特許裁定制度」については、産業界からのヒアリングにおいて、交渉態度が不誠実な者に対しては、迅速に、拘束力を持って、透明性（中立公正）を担保して問題を解決できる仕組み（制度）が必要という意見もあったが、他方で、不誠実な実

施者が制度を悪用・濫用するおそれ、日本の特許権に限って裁定を行っても実効性がないこと、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）との関係についての懸念、特許庁が対価を算定することへの懸念、等の意見があった。産業界からは、制度を導入するにしても、裁定を発動する場面を特許権者の行為が特に不誠実な場合に限定すべき、途上国の標準必須特許以外の強制実施権とは別物であることについて正確な対外発信が必要といった意見も出された。

こうした産業界の意見に加え、内外の有識者の意見を踏まえ、裁定制度の導入の是非について審議を行った結果、本委員会としては、①裁定制度が実施者側のみの請求に基づき強制実施権を設定する制度であること、②日本の特許権のみを対象とするものであり、グローバルな解決には必ずしもつながらないこと、③対価を算定するための知見が特許庁に十分蓄積されておらず、特許庁が個別に適切なライセンス条件を設定できるのか疑問視する声が多く聞かれること、④途上国による強制許諾導入の先例とされる可能性も含め、国際的にも懸念する声が強いこと、⑤強制実施権は TRIPS 協定に抵触するとの指摘があること、などの課題が存在し、これらの課題を解消できない限り、その導入は困難であるという結論に至った。

他方、標準必須特許に係る紛争についての内外の判例が蓄積するとともに、これらを踏まえ、独禁当局等も標準必須特許紛争の解決に向けたガイドライン策定等の取組を進めている。ホールドアップの懸念に対しては、各国の判例は、標準必須特許による差止めが認められるのは限られたケースのみであるとの考えに収斂してきているとともに、標準必須特許のライセンス料率の考え方についても、様々な判例が蓄積されてきている。

また、米国を中心に懸念が広がっていたパテントトロールの活動も落ち着きつつあり、米国において、プロパテント化へ向かう兆候が見られる中、平成 29 年 11 月には、米国司法省が、標準必須特許の強制許諾は問題があるとの見解を示している¹。

本委員会においては、上述の状況を踏まえて審議を行い、標準必須特許に係る紛争の解決のためには、①標準必須特許の権利者と実施者のバランスに配慮すること、②迅速かつグローバルな解決が図られるものであること、③当事者にとって予見可能性と安定性が担保されるものであることという 3 つの視点が必要であるとの認識の下、あるべき解決策を検討した。

その結果、第一に、国際的に通用するような権利者と実施者のバランスに配慮したガイドラインを策定すること、第二に、特許庁の技術的知見を生かした、判定制度を活用した標準必須性に係る判断の実施により、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図ることが適切ではないかとの結論に至った。

標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定については、国内外の有

¹ <https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-makan-delrahim-delivers-remarks-usc-gould-school-laws-center>

識者の知見を活用すべく、9月29日から11月10日まで日本語と英語により提案募集を行い、国内外から48件の提案が寄せられた。今後、特許庁において、これらの提案を参考にしつつ、本ガイドラインの策定を進めることとなるが、策定に当たっては、本ガイドラインは、新たな規制を導入するものではなく、世界の判例動向を整理し、例えばどう行動すれば「誠実な交渉態度」と認められ、差止めを回避できるか等を通信業界以外の企業にも分かりやすく示すことで、円滑な交渉を促進するものであることや、本ガイドラインに従って交渉すればライセンス料率が決まるというのではなく、合理的な料率が決められる考慮要素を示すことで予見可能性を高めることを目的としていることを、国内外に向けてしっかりと説明していくことが期待される。また、本ガイドラインが国境を越えて説得力を持つためには、事実を客観的に整理して記述することが効果的である。

本ガイドラインは、国内外の中小企業から大手企業まで幅広く活用されるものとなることを期待するとともに、刻々と変化する標準必須特許のライセンスを巡る世界情勢をタイムリーに反映したものとなるよう、本ガイドラインの取りまとめ後においても随時改訂が行われ、“生きたガイドライン”であり続けることが望ましい。

なお、欧州委員会が、平成29年11月に、標準必須特許のライセンスに関するコミュニケーションを公表した²。その内容は、標準化団体に対して標準必須特許の透明性の向上を呼びかけるとともに、標準必須特許のライセンス条件に係る一般的な考え方を示すものとなっている。

標準必須性については、特許庁が、公正・中立な立場から、標準必須性について争っている当事者の主張・立証に基づき、標準規格文書から特定される仮想対象物品等が特許権の技術的範囲に属するかどうかの判断を公に示すことにより、特許が標準必須であるかについての予見可能性及び透明性が向上し、当事者以外にとってもライセンス交渉を円滑化する効果を持つと考えられる。このため、判定（特許法第71条）の請求において、特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすべきと考える。

複雑な紛争の解決においては、裁判外紛争解決手続（ADR）が有用な手段となる。裁判では一般に時間や費用がかかることが多いことに加え、何千もの権利の帰趨を確定することは現実的でないことから、当事者も紛争解決上重要な特許権を数件選んで訴訟を提起することが多い。一方、調停や仲裁においては、多数の特許権を一括して処理することが可能である。このため、多数の特許権が対象となる標準必須特許を巡る紛争の早期解決に向けては、調停や仲裁等のADRの利用を促進することが有効である。

特に仲裁については、ニューヨーク条約によって国際的な強制執行が可能となっており、グローバルな紛争の迅速かつ実効的な解決が可能となる。現在、政府においても国際仲裁の活性化に向けた取組が行われているところであるが、標準必須特許をはじめとした知的財産関連の紛争においても、国際仲裁の利用促進が図られることが期待される。

² <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/26583>

本委員会としては、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定や判定制度を活用した標準必須性に係る判断の実施を通じて、ライセンス交渉の円滑化が図られ、標準必須特許を巡る紛争の未然防止及び早期解決が図られることを期待している。

2. 中小企業向け知財紛争処理システム

本小委員会においては、ADR は中小企業が利用しやすい知財紛争処理システムとして有効な手段であるとの認識の下、中小企業向けの ADR 制度の拡充方法について、①既存の民間ADR と併存して特許庁にも独自にあっせん機関を設ける案と、②特許庁が民間ADR 機関と連携することにより、官民一体で知財紛争解決を支援する案の 2 案について審議した。

①案については、行政が新たに ADR 制度を創設することは、民間 ADR 機関と役割が重複してしまい、非効率的であるという意見や、特に民間 ADR 機関の活用がいまだ進んでいない現段階においては、むしろ既存の民間 ADR 機関を活用して、知見を蓄積していく方が効率的かつ実効的であるとの意見が提起された。

他方、②案については、民間 ADR 機関が行うあっせん、調停、仲裁手続において、民間 ADR 機関が特許発明の技術的範囲について、特許庁に対し、手続が一部簡素化等された判定を依頼することができる制度について審議したところ、民間 ADR 機関には経験豊富な弁護士や弁理士が登録されており、特許庁に手続が一部簡素化等された判定を依頼する実需がどこまであるのか精査する必要があるとの意見や、民間 ADR 機関が特許庁に判定を依頼することによって、当該機関の信頼性が逆に損なわれてしまう恐れもあることから、本制度は慎重に検討する必要があるとの意見も提起された。

こうした審議を踏まえ、本小委員会としては、現時点で結論を急ぐことなく、IoT 時代に対応した中小企業向け知財紛争処理システムの在り方について、今後の動向を注視しつつ、引き続き議論を継続していくとともに、当面は政府において現行の ADR 制度の活用を進める方策の検討が進められることを期待したい。

3. 証拠収集手続の強化

平成 28 年 5 月に策定された「知的財産推進計画 2016」においては、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化のため「適切かつ公平な証拠収集手続の実現」を図るべく、訴え提起前及び提起後の証拠収集手続の強化について、具体的に検討を進め、一定の結論を得ることとされている。

これを受けて本小委員会では、(1) 書類提出命令・検証物提示命令の要件である書類・検証物の提出の必要性を判断するためにインカメラ手続を利用することができるようにする制度、(2) 公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で、提訴後の証拠収集手続に関与できるようにする制度、そして (3) 訴え提起前の証拠収集手続において、営業秘密保持の義務を課された第三者の技術専門家が執行官に同行して技術的なサポートを行う制度について審議を行い、平成 29 年 3 月に「我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて」として報告書に取りまとめた。

同報告書に記載された事項については、平成 29 年 5 月に策定された「知的財産推進計画 2017」においても、「2017 年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる」と規定されていることから、これらの事項について、本委員会において更なる検討を行い、以下のとおり整理した。

(1) 書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入

現行の特許法第 105 条第 1 項本文は、裁判所が特許権等侵害訴訟において、当事者の申立てに基づき、侵害行為の立証又は損害額の計算のために必要な書類の提出を命ずることができる旨を定めているところ、同項ただし書においては、書類の所持者が書類提出を拒むことについて「正当な理由」があるときは、裁判所が書類の提出を命じられない旨を規定している。これを受けて同条第 2 項は、当該ただし書の「正当な理由」の有無を判断するために必要がある場合には、裁判所は書類の所持者にその提示をさせることができ、また、何人も当該書類の開示を請求できない旨を定めている（インカメラ手続）。

このように、現行の特許法におけるインカメラ手続は、書類の提出の必要性があると判断された後、書類の所持者が書類提出を拒むことについての「正当な理由」の有無に関する判断についてのみ行われる。

他方、特許権等侵害訴訟は、証拠の偏在性が強く、かつ、高度な技術的思想を扱う事件も多いため、特許権者と被疑侵害者との立証負担のバランスを図る上で、被疑侵害者に証拠を提出させる手続を強化する重要性が指摘されている。

特に、ソフトウェア関連の技術は、製品から特許権の侵害の有無を判断することが難しいことに加え、侵害立証に必要な証拠が被疑侵害者側に偏在している特殊性がある。

こうした観点からは、書類提出命令の申立てがあった場合に、当該書類が侵害行為の立証及び損害額の計算のために必要な書類であるか否かを裁判所が判断するためのインカメラ手続を導入すべきである。こうしたインカメラ手続の導入により、裁判所は書類を実見してから必要性の有無を判断することができるようになり、裁判所が当該書類の必要性の有無の判断に迷うときは、その必要性についてインカメラ手続を実施した上で判断できるようになる。

(2) 訴え提起後における公正・中立な第三者である技術専門家の関与

特許訴訟においてインカメラ手続で提示される書類は、一般民事訴訟と比較して技術的に複雑かつ高度であり、書類提出の拒絶に係る「正当な理由」の有無の判断や、上記(1)で述べた書類の提出の必要性の判断において、専門的知見が求められるケースが多い。特に近年、IoTの普及等により特許を巡る権利関係が複雑化し、特許権の侵害の有無や営業秘密性を判断することが難しくなっていることに鑑みれば、上記インカメラ手続において、裁判所が専門的知見を必要とするときは、技術専門家を手続に関与させるべきである。

インカメラに関与させる技術専門家としては、民事訴訟法に基づく専門委員の活用が考えられる³。専門委員は、その専門知識を活用して、争点整理等(第92条の2第1項)、証拠調べ(同条第2項)、和解(同条第3項)の場面において手続に関与しており、特に専門的知見が必要とされる特許権等侵害関連訴訟において重要な役割を担っている。また、専門委員には、非常勤の裁判所職員として、秘密保持義務が課されている。

したがって、裁判所が必要と認める場合においては、当事者の手続保障の観点も踏まえ、当事者の同意を要件とした上で、インカメラ手続に専門委員を関与させることを可能とするべきである。

(3) 訴え提起前において、第三者の技術専門家が執行官に同行する制度

現行の民事訴訟法においては、裁判所は、訴え提起前の証拠収集処分について、「専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託すること」(民事訴訟法第132条の4第1項第3号)、及び「執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること」(同項第4号)が可能とされている。

当該制度を前提とすると、第三者の技術専門家が執行官に同行して技術的なサポー

³民事訴訟法においては、知的財産関係訴訟等の専門訴訟の審理には、専門的知見を要することが多いことから、専門的知見を裁判所に提供することを目的として、専門委員制度(第1編第5章第2節第1款)が設けられている。

トを行うことは、上述した現行の訴え提起前の証拠収集処分を併用することで対応可能であると考えられる。また、第三者の技術専門家の秘密保持については、技術専門家に罰則で担保された秘密保持義務を課すことも考えられるが、訴え提起前の証拠収集処分の申立人の秘密保持については、相手方との秘密保持契約で対応していることとのバランスを欠くと考えられるため、第三者の技術専門家についても秘密保持契約で対応することが適切であると考えられる。

なお、(1) 及び (2) の証拠収集手続の強化については、特許制度と目的が近い実用新案や、侵害態様の多様化が進む商標や意匠についても、併せて措置すべきである。

4. 新規性喪失の例外期間の延長

現行の特許法は、発明の新規性の喪失の例外を定めており、特許を受ける権利を有する者の意に反して（第三者による公表等）、又は本人の行為（学会発表や博覧会出品等）に起因して発明の新規性が喪失された場合、6か月以内（グレース・ピリオド）に特許出願を行えば例外的に新規性が喪失されない旨を定めている。

第四次産業革命の進展に伴い、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化するとともに、IoT や AI が様々な技術分野に適用されるようになる中、他社の技術を利用するオープン・イノベーションでは、本人以外の者による公開によって新規性を喪失するリスクが高まっている。また、これらの技術分野においてオープン・イノベーションの一翼を担う個人発明家・中小企業や大学研究者は必ずしも知財制度に精通しておらず、こうした者を適切に救済し、それらの発明を奨励することが求められている。

こうした状況を踏まえれば、グレース・ピリオドを6か月から1年に延長すべきである。

このグレース・ピリオドについては、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（TPP 担保法）」によって、国際調和の観点から、米国と同様の1年に延長されることとされているが、その施行を待つことなく早急に措置することが適当である。

なお、実用新案についても同様に措置するほか、意匠の分野においても、他社の技術を利用するオープン・イノベーションが進む中、本人以外の者による公開によって新規性を喪失するリスクが高まっている。また、諸外国においても1年のグレース・ピリオドが措置される傾向にあることを踏まえれば、意匠についても、グレース・ピリオドを6か月から1年に延長するべきである。

5. 中小企業の特許料及び手数料の一律半減制度の導入

現行の特許法では、「資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認められるとき」に、1年目から10年目の特許料を軽減若しくは免除又は納付を猶予することができると規定され（特許法第109条）、政令において、法人税非課税中小企業（赤字法人）や中小ベンチャーに対する軽減措置が講じられている（特許法施行令第9条）。また、一定の政策目的のため特許料を軽減する場合には、産業技術力強化法や産業競争力強化法といった特許法以外の法律において、研究開発型中小企業や中小ベンチャー企業に対する軽減措置が講じられている。

併せて、審査請求料や国際出願に係る手数料についても、特許法及び特許法以外の法律において、それぞれ軽減措置が講じられている（下記参照）。

【中小企業者に対する主な軽減制度の概要】

対象	軽減規模	主な要件	根拠法
法人税非課税中小企業 中小ベンチャー企業	審査請求料：1/2 軽減 特許料（1～10年）：1/2 軽減	法人税が課されていないこと 又は設立後10年を経過していない こと等	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料：1/2 軽減 特許料（1～10年）：1/2 軽減	試験研究費等比率が収入金額の 3%超等。	産業技術力強化法
小規模企業 中小ベンチャー企業	審査請求料：2/3 軽減 特許料（1～10年）：2/3 軽減 <国際出願> 調査手数料・送付手数料： 2/3 軽減 予備審査手数料：2/3 軽減	小規模企業（従業員20人以下、商 業又はサービス業は5人以下）又は 資本金3億円以下で設立後10年を 経過していないこと等	産業競争力強化法 （時限措置）

経済のグローバル化や第四次産業革命の進展等により、国内外の産業構造が大きく変化中、我が国中小企業が自らの知的財産を戦略的に活用し、その競争力を強化することが、我が国経済全体の持続的発展のために不可欠となっている。しかしながら、特許出願件数に占める中小企業の割合は15%程度にとどまっているなど、中小企業の知財活用は十分とはいえない状況にある。

こうした中、政府としては、中小企業向けの特許料及び手数料の軽減措置に加え、中小企業による知的財産の活用を推進しているところであり、特に近年の軽減措置の対象の拡大や知財の普及啓発活動等によって、平成28年の中小企業による軽減措置の利用は、平成25年に比べ、約3倍に増加しているところであるが、平成28年においてもなお、中小企業からの審査請求のうち、軽減申請を行った企業の割合はおよそ3分の1にとどまっている。

利用が少ない原因としては、1 点目として、対象企業（利用可能条件）が限定的という点が挙げられる。現行の軽減制度の対象となる中小企業は、①赤字法人（特許法）、②研究開発型中小企業（産業技術力強化法）、③中小・ベンチャー企業（産業競争力強化法）の大きく3 類型であり、小規模企業・研究開発型中小企業以外の中小企業、設立後10 年を経過した黒字企業は対象外となっている。

2 点目として、手続きが煩雑という点がある。現行の軽減制度において、軽減申請に必要な手続きが煩雑なため、申請を断念する中小企業が存在するとの指摘が多い。特に、研究開発型中小企業については、試験研究費比率が収入金額の3%超であることを証明する必要があり、その証明書類の作成が煩雑との声がある。

3 点目として、軽減制度の認知不足という点が挙げられる。現行の軽減制度が複数の法律（特許法、産業技術力強化法、産業競争力強化法等）で措置されており、また、その要件が複雑であることなどを背景に、自身が対象となる軽減制度があるにもかかわらず、当該制度の存在自体を認知していない中小企業も存在すると考えられる。

このため、中小企業を一律に対象とした特許料及び手数料の軽減制度を特許法で措置するとともに、制度利用のための手続きを簡素化することで、知財を取得する中小企業の裾野を拡大し、中小企業による知財の有効活用を一層促進することが望ましい。また、実用新案についても同様に措置するほか、中小企業の海外出願を後押しする観点から、国際出願手数料についても中小企業を一律に対象とした軽減制度を設ける。

なお、特許特会を収支相償で運営するため、今般の軽減制度導入と同時に、少なくとも減収見込み額見合いの料金の引上げを行うこととする。

6. 判定における営業秘密の保護

特許権侵害訴訟等の民事訴訟においては、秘密保護のため、訴訟記録に関する第三者の閲覧等を制限するなど（民事訴訟法第92条第1項第2号）、営業秘密を保護するための措置が講じられている。また、特許庁の特許無効審判と延長登録無効審判に係る書類についても、営業秘密が記載された旨の申出があった場合は、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、閲覧等は制限されている（特許法186条第1項第3号）。

他方で、特許発明の技術的範囲につき特許庁に見解を求めることができる判定制度（特許法第71条）については、営業秘密が記載された書類であっても、閲覧等は制限されていない。このため、企業にとっては、現行の判定制度を十分に活用しにくい状況が生じている。

判定制度は、知財紛争に対応するだけの経営資源やノウハウに乏しい中小企業が簡易・迅速・低廉に知財紛争を処理することができる制度であり、判定制度の利便性を向上させる観点から、判定に関する書類に営業秘密が記載されている場合には、当事者の申出により、当該の書類の閲覧等を制限するべきである。

7. クレジットカードを利用した特許料等及び手数料納付制度の導入

特許料等及び手数料の納付方法については、現行制度上、特許印紙、特許印紙予納、現金納付、電子現金納付及び口座振替が認められているが、クレジットカードによる納付は認められていない。

現状、地方税や国民年金等の公金分野の支払における決済方法においてクレジットカードの利用が進展していること、また、海外の知的財産庁（米国、韓国等）においては、特許料等及び手数料についてクレジットカード納付を認めていることに鑑みれば、利用者の利便性向上の観点から、特許料等及び手数料のクレジットカードによる納付を認めるべきである。